

配当指数先物取引の導入に伴う指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例等の  
一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	1
2. 先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の一部改正 新旧対照表	8
3. 取引参加料金等に関する規則の一部改正新旧対照表	10
4. To STNeT市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正 新旧対照表	14
5. 指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	19

指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(取引の対象)	(取引の対象)
第3条 指数先物取引の対象は、次の各号に掲げる指數とする。	第3条 指数先物取引の対象は、次の各号に掲げる指數とする。
(1)～(7) (略)	(1)～(7) (略)
(8) <u>日経平均・配当指數（日経平均株価（当取引所の上場株券のうち市場第一部銘柄の中から株式会社日本経済新聞社が選定した225銘柄を対象とする修正株価平均方式の株価指数であって、同社が算出するもの）の構成銘柄を対象とする配当指數（配当（剰余金の配当をいう。以下同じ。）の額に基づき算出される指數をいう。以下同じ。）であって、同社が算出するものをいう。以下同じ。）</u>	(新設)
(9) <u>T O P I X 配当指數（東証株価指數の構成銘柄を対象とする配当指數であって、当取引所が算出するものをいう。以下同じ。）</u>	(新設)
(10) <u>T O P I X C o r e 3 0 配当指數（T O P I X C o r e 3 0 の構成銘柄を対象とする配当指數であって、当取引所が算出するものをいう。以下同じ。）</u>	(新設)
(限月取引及びその数)	(限月取引及びその数)
第4条 指数先物取引は、取引対象指數ごと（東証株価指數先物取引にあっては、ラージ取引又はミニ取引の別ごと）に、限月取引に区分する。	第4条 指数先物取引は、取引対象指數ごと（東証株価指數先物取引にあっては、ラージ取引又はミニ取引の別ごと）に、 <u>3月、6月、9月及び12月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）に終了する取引日を取引最終日とする取引（以下「限月取引」という。）</u> に区分する。
2 <u>前項の限月取引とは、次の各号に掲げる取引をいう。</u>	(新設)

(1) 次の a から g までに掲げる指數先物取引については、3月、6月、9月及び12月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）に終了する取引日を取引最終日とする取引

- a 東証株価指數先物取引
- b S & P／T O P I X 1 5 0 先物取引（S & P／T O P I X 1 5 0 を対象とする指數先物取引をいう。以下同じ。）
- c T O P I X C o r e 3 0 先物取引（T O P I X C o r e 3 0 を対象とする指數先物取引をいう。以下同じ。）
- d 東証電気機器株価指數先物取引（東証電気機器株価指數を対象とする指數先物取引をいう。以下同じ。）
- e 東証輸送用機器株価指數先物取引（東証輸送用機器株価指數を対象とする指數先物取引をいう。以下同じ。）
- f 東証銀行業株価指數先物取引（東証銀行業株価指數を対象とする指數先物取引をいう。以下同じ。）
- g 東証R E I T 指數先物取引（東証R E I T 指數を対象とする指數先物取引をいう。以下同じ。）

(2) 配当指數先物取引（次の a から c までに掲げる指數先物取引をいう。以下同じ。）については、3月末日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）に終了する取引日を取引最終日とする取引

- a 日経平均・配当指數先物取引（日経平均・配当指數を対象とする指數先物取引をいう。以下同じ。）
- b T O P I X 配当指數先物取引（T O P I X 配当指數を対象とする指數先物取引をいう。以下同じ。）

<p>c <u>TOPIX Core 30配当指</u>  <u>数先物取引（TOPIX Core 30配当指</u>  <u>数を対象とする指數先物取引をいう。以下</u>  <u>同じ。）</u></p>	<p>2 限月取引の数及びその期間は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) S&amp;P／TOPIX 150 <u>先物取引</u>、      TOPIX Core 30 <u>先物取引</u>、東証電氣機器株価指數 <u>先物取引</u>、東証輸送用機器株価指數 <u>先物取引</u>、東証銀行業株価指數 <u>先物取引</u>及び東証REIT指數 <u>先物取引</u>については、それぞれ3限月取引制とし、各限月取引の期間は9か月とする。</p> <p>(3) <u>配当指數先物取引</u>については、それぞれ8限月取引制（1月4日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）から最初に取引最終日が到来する限月取引（以下「直近の限月取引」という。）の取引最終日の終了する日までの間においては9限月取引制）とし、各限月取引の期間は8年3か月とする。</p>
<p>3 新たな限月取引の開始は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>指數先物取引</u>（配当指數先物取引を除く。）については、直近の限月取引の取引最終日の終了する日の翌日の午前8時20分から開始する。</p> <p>(2) <u>配当指數先物取引</u>については、直近の限月取引の取引最終日の終了する日の属する年の1月4日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の午前8時20分から開始する。</p>	<p>3 前項各号に規定する各指數先物取引について、最初に取引最終日が到来する限月取引（以下「直近の限月取引」という。）の取引最終日の終了する日の翌日の午前8時20分から新たに限月取引を開始する。</p>
<p>4 前4項の規定にかかわらず、当取引所は、取引対象指數を新たに定める場合その他当取引所が必要と認める場合には、限月取引の数及びその期間並びに取引最終日及び取引開始日を</p>	<p>4 前3項の規定にかかわらず、当取引所は、取引対象指數を新たに定める場合その他当取引所が必要と認める場合には、限月取引の数及びその期間並びに取引最終日及び取引開始日を</p>

変更することができる。

(限月間スプレッド取引)

第4条の2 取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者又は同条第4項に規定する指數先物等取引参加者をいう。以下同じ。）は、東証株価指數先物取引、TOPIX Core 30 先物取引及び東証REIT指數先物取引において、二つの限月取引のうち同一数量による一方の限月取引の売付けと他方の限月取引の買付け（同一の顧客又は自己の計算による売付け及び買付けに限る。）を同時に行おうとするときは、限月間スプレッド取引（二つの限月取引のうち取引最終日が後に到来する限月取引の値段から取引最終日が先に到来する限月取引の値段を差し引いて得た値段（以下「スプレッド値段」という。）により呼値を行う取引で、当該呼値について取引が成立したときは成立した呼値に係る数量と同一数量の一方の限月取引の売付け及び他方の限月取引の買付けが成立する取引をいう。以下同じ。）を行うことができるものとする。

2 限月間スプレッド取引は、次の各号に掲げる指數先物取引の区分に従い、当該各号に定める限月取引間について行うものとする。ただし、当取引所が別に定めた場合は、この限りでない。

（1）（略）

（2）TOPIX Core 30 先物取引

3 限月取引のうち、直近の限月取引と当該直近の限月取引以外の2限月取引との間にについて行うものとする。

（3）東証REIT指數先物取引

変更することができる。

(限月間スプレッド取引)

第4条の2 取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者又は同条第4項に規定する指數先物等取引参加者をいう。以下同じ。）は、東証株価指數、TOPIX Core 30 及び東証REIT指數を対象とする指數先物取引において、二つの限月取引のうち同一数量による一方の限月取引の売付けと他方の限月取引の買付け（同一の顧客又は自己の計算による売付け及び買付けに限る。）を同時に行おうとするときは、限月間スプレッド取引（二つの限月取引のうち取引最終日が後に到来する限月取引の値段から取引最終日が先に到来する限月取引の値段を差し引いて得た値段（以下「スプレッド値段」という。）により呼値を行う取引で、当該呼値について取引が成立したときは成立した呼値に係る数量と同一数量の一方の限月取引の売付け及び他方の限月取引の買付けが成立する取引をいう。以下同じ。）を行うことができるものとする。

2 限月間スプレッド取引は、次の各号に掲げる指數先物取引の区分に従い、当該各号に定める限月取引間について行うものとする。ただし、当取引所が別に定めた場合は、この限りでない。

（1）（略）

（2）TOPIX Core 30 先物取引

（TOPIX Core 30 を対象とする指數先物取引をいう。以下同じ。）

3 限月取引のうち、直近の限月取引と当該直近の限月取引以外の2限月取引との間にについて行うものとする。

（3）東証REIT指數先物取引（東証REIT指數を対象とする指數先物取引をいう。）

	以下同じ。)
3 限月取引のうち、直近の限月取引と当該直近の限月取引以外の2限月取引との間について行うものとする。	3 限月取引のうち、直近の限月取引と当該直近の限月取引以外の2限月取引との間について行うものとする。
3 (略)	3 (略)
(呼値)	(呼値)
第11条 (略)	第11条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 指数先物取引の呼値の単位は、次の各号に掲げる指数先物取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。	3 指数先物取引の呼値の単位は、次の各号に掲げる指数先物取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。
(1) (略)	(1) (略)
(2) S&P/TOPIX150先物取引、東証電気機器株価指数先物取引及び東証輸送用機器株価指数先物取引	<u>(S&amp;P/TOPIX150を対象とする指数先物取引をいう。以下同じ。)</u> 、東証電気機器株価指数先物取引 <u>(東証電気機器株価指数を対象とする指数先物取引をいう。以下同じ。)</u> 及び東証輸送用機器株価指数先物取引 <u>(東証輸送用機器株価指数を対象とする指数先物取引をいう。以下同じ。)</u>
0. 5ポイントとする。	0. 5ポイントとする。
(3) (略)	(3) (略)
(4) 東証銀行業株価指数先物取引	<u>(東証銀行業株価指数先物取引(東証銀行業株価指数を対象とする指数先物取引をいう。以下同じ。))</u>
0. 1ポイントとする。	0. 1ポイントとする。
<u>(5) 日経平均・配当指数先物取引</u>	(新設)
<u>0. 5円とする。</u>	(新設)
<u>(6) TOPIX配当指数先物取引及びTOPIX Core30配当指数先物取引</u>	
<u>0. 05ポイントとする。</u>	
4 指数先物取引 <u>(配当指数先物取引を除く。)</u> の呼値は、当取引所が定める値幅の限度を超える値段により行うことができない。ただし、限月間スプレッド取引の呼値を行う場合の値幅	4 指数先物取引の呼値は、当取引所が定める値幅の限度を超える値段により行うことができない。ただし、限月間スプレッド取引の呼値を行う場合の値幅の限度は定めない。

<p>の限度は定めない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(取引単位)</p> <p>第12条 指数先物取引は、次の各号に掲げる指数先物取引の区分に従い、当該各号に定める額に取引対象指数の数値を乗じて得た額を1単位として行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 東証電気機器株価指数先物取引、東証輸送用機器株価指数先物取引、<u>東証銀行業株価指数先物取引</u>、<u>TOPIX配当指數先物取引</u>及び<u>TOPIX Core 30配当指數先物取引</u></p> <p>1万円</p> <p>(3) S&amp;P／TOPIX150先物取引、<u>TOPIX Core 30先物取引</u>、<u>東証REIT指數先物取引</u>及び<u>日経平均・配当指數先物取引</u></p> <p>1,000円</p> <p>(取引の一時中断)</p> <p>第14条の2 当取引所は、指数先物取引（ミニ取引及び配当指數先物取引を除く。）の各限月取引について、次の各号のいずれかに該当した場合には、当該各号に該当した時から当取引所が定める時間を経過するまでの間、取引対象指数が当該限月取引と同一の指數先物取引を一時中断する。ただし、当取引所が定める場合には、取引の一時中断を行わない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(最終清算指數)</p> <p>第28条 最終清算指數は、<u>次の各号に掲げる指數先物取引の区分に従い、当該指數先物取引の各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日</u></p>	<p>5・6 (略)</p> <p>(取引単位)</p> <p>第12条 指数先物取引は、次の各号に掲げる指数先物取引の区分に従い、当該各号に定める額に取引対象指数の数値を乗じて得た額を1単位として行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 東証電気機器株価指数先物取引、東証輸送用機器株価指数先物取引及び<u>東証銀行業株価指数先物取引</u></p> <p>1万円</p> <p>(3) S&amp;P／TOPIX150先物取引、<u>TOPIX Core 30先物取引</u>及び<u>東証REIT指數先物取引</u></p> <p>1,000円</p> <p>(取引の一時中断)</p> <p>第14条の2 当取引所は、指数先物取引（ミニ取引を除く。）の各限月取引について、次の各号のいずれかに該当した場合には、当該各号に該当した時から当取引所が定める時間を経過するまでの間、取引対象指数が当該限月取引と同一の指數先物取引を一時中断する。ただし、当取引所が定める場合には、取引の一時中断を行わない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(最終清算指數)</p> <p>第28条 最終清算指數は、指數先物取引の<u>当該限月取引の取引最終日の終了する日の翌日</u>に定めるものとし、当該取引最終日の終了する日</p>
--	--

に定める当該各号に定める指數（以下「特別清算指數」という。）とする。ただし、第1号に掲げる取引にあっては、当該取引最終日の終了する日の翌日に有価証券の売買立会が停止された場合（業務規程第29条第3号又は第4号の規定により有価証券の売買が停止された場合を含む。）において必要と認めるときは、最終清算指數は、当取引所がその都度定める日に、当取引所がその都度定める。

の翌日における取引対象指數の対象である有価証券の各銘柄に係る売買立会の始めの約定値段（取引最終日の終了する日の翌日に約定値段がない銘柄については、当取引所が定める値段）に基づき当取引所が算出した特別な指數（以下「特別清算指數」という。）とする。ただし、当該取引最終日の終了する日の翌日に有価証券の売買立会が停止された場合（業務規程第29条第3号又は第4号の規定により有価証券の売買が停止された場合を含む。）において必要と認めるときは、最終清算指數は、当取引所がその都度定める日に、当取引所がその都度定める。

(1) 指数先物取引（配当指数先物取引を除く。）

取引最終日の終了する日の翌日における取引対象指數の対象である有価証券の各銘柄に係る売買立会の始めの約定値段（取引最終日の終了する日の翌日に約定値段がない銘柄については、当取引所が定める値段）に基づき当取引所が算出した指數

(2) 配当指数先物取引

取引対象指數の対象である有価証券の各銘柄に係る配当（取引最終日の終了する日が属する年の前年に基準日が到来した配当に限る。）の額に基づき算出した指數の最終の値として当取引所が定める指數

2・3 (略)

(新設)

(新設)

2・3 (略)

付 則

この改正規定は、平成22年7月26日から施行する。

## 先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の一部改正新旧対照表

引に係るミニ取引、S&P／TOPIX150先物取引、TOPIX Core30先物取引、東証REIT指数先物取引及び日経平均・配当指數先物取引にあっては1,000円)を乗じて得た額をいう。)の合計額及び第33条の規定により払出しを行った場合の当該払出額の合計額を差し引いて得た損益額とする。

OPIX150先物取引、TOPIX Core30先物取引及び東証REIT指数先物取引にあっては1,000円)を乗じて得た額をいう。)の合計額及び第33条の規定により払出しを行った場合の当該払出額の合計額を差し引いて得た損益額とする。

#### 付 則

この改正規定は、平成22年7月26日から施行する。

取引参加料金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧																
(取消料)	(取消料)																
第3条の5 取引参加者規程第11条の2に規定する取消料の額は、取り消された取引（過誤のある注文により成立した取引に限る。）に係る取引料の算出の基準に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める率を乗じて算出した額とする。ただし、当該額が10万円を下回る場合は、10万円とし、1,000万円を上回る場合は、1,000万円とする。	第3条の5 取引参加者規程第11条の2に規定する取消料の額は、取り消された取引（過誤のある注文により成立した取引に限る。）に係る取引料の算出の基準に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める率を乗じて算出した額とする。ただし、当該額が10万円を下回る場合は、10万円とし、1,000万円を上回る場合は、1,000万円とする。																
(1)～(9) (略)	(1)～(9) (略)																
<u>(10) 日経平均・配当指數先物取引、TOPIX配当指數先物取引及びTOPIX Core 30配当指數先物取引</u>	(新設)																
<u>1 取引単位につき40円</u>																	
<u>(11)</u> (略)	<u>(10)</u> (略)																
<u>(12)</u> (略)	<u>(11)</u> (略)																
<u>(13)</u> (略)	<u>(12)</u> (略)																
2 (略)	2 (略)																
付 則																	
この改正規定は、平成22年7月26日から施行する。																	
別表第2 取引料の算出の基準及び取引料率 取引料の額（月額）に係る取引料の算出の基準及び取引料率は、次のとおりとする。	別表第2 取引料の算出の基準及び取引料率 取引料の額（月額）に係る取引料の算出の基準及び取引料率は、次のとおりとする。																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">取引の区分</th> <th style="text-align: center;">取引対象の区分</th> <th style="text-align: center;">算出の基準</th> <th style="text-align: center;">取引料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">有価証券の売</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> </tbody> </table>	取引の区分	取引対象の区分	算出の基準	取引料率	有価証券の売	(略)			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">取引の区分</th> <th style="text-align: center;">取引対象の区分</th> <th style="text-align: center;">算出の基準</th> <th style="text-align: center;">取引料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">有価証券の売</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> </tbody> </table>	取引の区分	取引対象の区分	算出の基準	取引料率	有価証券の売	(略)		
取引の区分	取引対象の区分	算出の基準	取引料率														
有価証券の売	(略)																
取引の区分	取引対象の区分	算出の基準	取引料率														
有価証券の売	(略)																

買（有価証券オプション取引における権利行使により成立する有価証券の売買を除く。）				買（有価証券オプション取引における権利行使により成立する有価証券の売買を除く。）			
国債証券先物取引（ラージ取引に限る。）	(略)			国債証券先物取引（ラージ取引に限る。）	(略)		
国債証券先物取引（ミニ取引に限る。）	(略)			国債証券先物取引（ミニ取引に限る。）	(略)		
東証株価指数先物取引（ラージ取引に限る。）、東証電気機器株価指数先物取引、東証輸送用機器株価指数先物取引及び東証銀行業株価指数先物取引	(略)			東証株価指数先物取引（ラージ取引に限る。）、東証電気機器株価指数先物取引、東証輸送用機器株価指数先物取引及び東証銀行業株価指数先物取引	(略)		
東証株価指数先物取引（ミニ取引に限る。）、S&P／T O P I X 1 5 0 先物取引、T O P I X C o r e 3 0 先物取引及び東証R	(略)			東証株価指数先物取引（ミニ取引に限る。）、S&P／T O P I X 1 5 0 先物取引、T O P I X C o r e 3 0 先物取引及び東証R	(略)		

E I T 指数先物取引				E I T 指数先物取引			
日経平均・配引、TOPIX配当指數取引及びTOPICore30配当指數取引	日 経 平均・配当指數、TOPIX配当指數及びTOPICore30配当指數	取引数量	指数先物取引の新規の売付け、新規の買付け、転売及び買戻し(注文執行取引参加者においてはギブアップの成立により消滅する売付け又は買付けを含み、清算執行取引参加者においてはギブアップの成立により発生する売付け又は買付けを除く。)ごとに	(新設)			
			(1) 5,000単位以下の取引につき1取引単位につき40円				
			(2) 5,000単位超の取引数量につき1取引				

			<u>単位につ き 20円</u>				
有価証券オプ ション取引	(略)			有価証券オプ ション取引	(略)		
国債証券先物 オプション取 引	(略)			国債証券先物 オプション取 引	(略)		
指数オプショ ンオプション 取引	(略)			指数オプショ ンオプション 取引	(略)		
(注) (略)				(注) (略)			

T o S T N e T 市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(指数先物 T o S T N e T 取引の値段)</p> <p>第 25 条 T o S T N e T 特例第 52 条第 3 項に規定する当取引所が定める値段は、次の各号に掲げる指数先物 T o S T N e T 取引の区分に従い、当該各号に定める値段とする。</p> <p>(1) 指数先物 T o S T N e T 取引（配当指数先物取引に係る指数先物 T o S T N e T 取引を除く。）</p> <p>次の a 及び b に定めるところによる。</p> <p>a 次項又は第 3 項に規定する指数先物 T o S T N e T 取引の基準値段から当該基準値段に 100 分の 5 を乗じて算出した数値を減じて得た値段（当該値段が 0.1 ポイント（ミニ取引にあっては、0.05 ポイント）未満の場合にあっては、0.1 ポイント（ミニ取引にあっては、0.05 ポイント））から、当該基準値段に 100 分の 5 を乗じて算出した数値を当該基準値段に加えて得た値段までの範囲内の値段で、次の（a）及び（b）に掲げる指数先物 T o S T N e T 取引の区分に従い、当該（a）及び（b）に定める値段</p> <p>（a）東証株価指数先物取引に係る指数先物 T o S T N e T 取引</p> <p>イ ラージ取引 0.1 ポイントの整数倍の値段</p> <p>ロ ミニ取引 0.05 ポイントの整数倍の値段</p> <p>（b）S &amp; P / T O P I X 150 先物取引、東証電気機器株価指数先物取引、東証輸送用機器株価指数先物取引、東証銀行業株価指数先物取引、T O P I X C o r e 30 先物取引及び東証 R E I T 指数先物取引に係る指数先物 T o S T N e T 取引</p> <p>0.1 ポイントの整数倍の値段</p>	<p>(指数先物 T o S T N e T 取引の値段)</p> <p>第 25 条 T o S T N e T 特例第 52 条第 3 項に規定する当取引所が定める値段は、次の各号に定める値段とする。</p> <p>(1) 次項又は第 3 項に規定する指数先物 T o S T N e T 取引の基準値段から当該基準値段に 100 分の 5 を乗じて算出した数値を減じて得た値段（当該値段が 0.1 ポイント未満の場合にあっては、0.1 ポイント）から、当該基準値段に 100 分の 5 を乗じて算出した数値を当該基準値段に加えて得た値段までの範囲内の値段で、次の a 及び b に掲げる指数先物 T o S T N e T 取引の区分に従い、当該 a 及び b に定める値段</p> <p>a 東証株価指数先物取引に係る指数先物 T o S T N e T 取引</p> <p>(a) ラージ取引 0.1 ポイントの整数倍の値段</p> <p>(b) ミニ取引 0.05 ポイントの整数倍の値段</p> <p>b S &amp; P / T O P I X 150 先物取引、東証電気機器株価指数先物取引、東証輸送用機器株価指数先物取引、東証銀行業株価指数先物取引、T O P I X C o r e 30 先物取引及び東証 R E I T 指数先物取引に係る指数先物 T o S T N e T 取引</p> <p>0.1 ポイントの整数倍の値段</p>

## 指数先物取引に係る指数先物 T o S T

### N e T 取引

#### 0. 1 ポイントの整数倍の値段

b 前 a に定める値段のほか、次の (a) から (d) までに掲げる取引時間の区分に従い、当該 (a) から (d) までに定める値段で、0. 1 ポイント（ミニ取引にあっては、0. 05 ポイント）の整数倍の値段

(a) 午前 8 時 20 分から 9 時まで

前日の取引高加重平均価格（前日の午後立会終了時における午前立会及び午後立会の取引高加重平均価格をいう。）

又は当該価格に顧客との間であらかじめ定めた手数料相当額を加減して得た値段

(b) 午前 11 時から午後 0 時 30 分まで

前場の取引高加重平均価格（当日の午前立会終了時における午前立会の取引高加重平均価格をいう。）又は当該価格に顧客との間であらかじめ定めた手数料相当額を加減して得た値段

(c) 午後 3 時 10 分から 4 時まで

後場の取引高加重平均価格（当日の午後立会終了時における午後立会の取引高加重平均価格をいう。）又は当日の取引高加重平均価格（当日の午後立会終了時における午前立会及び午後立会の取引高加重平均価格をいう。）（d）において同じ。）又は当該価格に顧客との間であらかじめ定めた手数料相当額を加減して得た値段

(d) 午後 7 時から 7 時 10 分まで

当日の取引高加重平均価格又は当該価格に顧客との間であらかじめ定めた手数料相当額を加減して得た値段

(2) 配当指數先物取引に係る指數先物 T o S T N e T 取引

次の a 及び b に掲げる指數先物 T o S T N e T 取引の区分に従い、当該 a 及び b に定める値段

a 日経平均・配当指數先物取引に係る指數先物 T o S T N e T 取引

次項又は第 3 項に規定する指數先物 T o S T N e T 取引の基準値段から当該基準値段に 100 分の 10 を乗じて算出した数値を減じて得た値段（当該値段が 0.1 円未満の場合にあっては、0.1 円）から、当該基準値段に 100 分の 10 を乗じて算出した数値を当該基準値段に加えて得た値段までの範囲内の 0.1 円の整数倍の値段

b T O P I X 配当指數先物取引及び T O P I X C o r e 3 0 配当指數先物取引に係る指數先物 T o S T N e T 取引

次項又は第 3 項に規定する指數先物 T o S T N e T 取引の基準値段から当該基準値段に 100 分の 10 を乗じて算出した数値を減じて得た値段（当該値段が 0.01 ポイント未満の場合にあっては、0.01 ポイント）から、当該基準値段に 100 分の 10 を乗じて算出した数値を当該基準値段に加えて得た値段までの範囲内の 0.01 ポイントの整数倍の値段

2 指數先物 T o S T N e T 取引の基準値段は、次の各号に掲げる時間帯の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、当取引所が当該各号に定める値段を指數先物 T o S T N e T 取引の基準値段とすることが適当でないと認めるときは、当取引所がその都度定める値段とする。

(2) 前号に定める値段のほか、次の a から d までに掲げる取引時間の区分に従い、当該 a から d までに定める値段で、0.1 ポイントの整数倍の値段

a 午前 8 時 20 分から 9 時まで

前日の取引高加重平均価格（前日の午後立会終了時における午前立会及び午後立会の取引高加重平均価格をいう。）又は当該価格に顧客との間であらかじめ定めた手数料相当額を加減して得た値段

b 午前 11 時から午後 0 時 30 分まで

前場の取引高加重平均価格（当日の午前立会終了時における午前立会の取引高加重平均価格をいう。）又は当該価格に顧客との間であらかじめ定めた手数料相当額を加減して得た値段

c 午後 3 時 10 分から 4 時まで

後場の取引高加重平均価格（当日の午後立会終了時における午後立会の取引高加重平均価格をいう。）又は当日の取引高加重平均価格（当日の午後立会終了時における午前立会及び午後立会の取引高加重平均価格をいう。d において同じ。）又は当該価格に顧客との間であらかじめ定めた手数料相当額を加減して得た値段

d 午後 7 時から 7 時 10 分まで

当日の取引高加重平均価格又は当該価格に顧客との間であらかじめ定めた手数料相当額を加減して得た値段

2 指數先物 T o S T N e T 取引の基準値段は、次の各号に掲げる時間帯の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、当取引所が当該各号に定める値段を指數先物 T o S T N e T 取引の基準値段とすることが適當でないと認めるときは、当取引所がその都度定める値段とする。

(1) 立会時（指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「指数先物特例」という。）第5条第1項に定める立会時をいう。次号において同じ。）

同一取引日の立会における指数先物取引の直前の約定指數（限月間スプレッド取引による約定値段を除き、指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則（以下「指数先物特例施行規則」という。）第8条第1項第3号から第5号までの規定により気配表示が行われているときは、当該気配値段を含む。）とする。ただし、当該直前の約定指數がない場合は、前取引日の当該限月取引の清算指數（株式会社日本証券クリアリング機構が指数先物取引の清算指數として定める指數をいう。次号において同じ。）とする。

(2) 立会時以外の時間帯

同一取引日の立会における指数先物取引の最終の約定指數（限月間スプレッド取引による約定値段を除き、呼値を行った時点の直前の立会（当該取引日の立会に限る。）において指数先物特例施行規則第8条第1項第3号から第5号までの規定により気配表示された最終気配値段を含む。以下この号において同じ。）とする。ただし、当該最終の約定指數がない場合は、前取引日の当該限月取引の清算指數とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、直近の限月取引の取引最終日に指数先物特例第15条の規定により立会による指数先物取引の停止が行われた限月取引に係る指数先物T o S T N e T取引の基準値段は、指数先物T o S T N e T取引（配当指数先物取引に係る指数先物T o S T N e T取引を除く。）にあっては、取引対象指數の直前の数値に基づき当取引所が定める方

(1) 立会時（指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「指数先物特例」という。）第5条第1項に定める立会時をいう。次号において同じ。）

同一取引日の立会における指数先物取引の直前の約定指數（限月間スプレッド取引による約定値段を除き、指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則（以下「指数先物特例施行規則」という。）第8条第1項第3号から第5号までの規定により気配表示が行われているときは、当該気配値段を含む。）とする。ただし、当該直前の約定指數がない場合は、当該取引日の立会における指数先物取引の基準値段（指数先物特例施行規則第9条第2項に規定する呼値の制限値幅の基準値段をいう。次号において同じ。）とする。

(2) 立会時以外の時間帯

同一取引日の立会における指数先物取引の最終の約定指數（限月間スプレッド取引による約定値段を除き、呼値を行った時点の直前の立会（当該取引日の立会に限る。）において指数先物特例施行規則第8条第1項第3号から第5号までの規定により気配表示された最終気配値段を含む。以下この号において同じ。）とする。ただし、当該最終の約定指數がない場合は、当該取引日の立会における指数先物取引の基準値段とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、直近の限月取引の取引最終日に指数先物特例第15条の規定により立会による指数先物取引の停止が行われた限月取引に係る指数先物T o S T N e T取引の基準値段は、取引対象指數の直前の数値に基づき当取引所が定める方法により算出する当該限月取引に係る理論価格とする。

法により算出する当該限月取引に係る理論価格とし、配当指数先物取引に係る指数先物TO STN e T取引にあっては、当取引所がその都度定める値段とする。

#### 4・5 (略)

6 第1項第1号bに規定する取引高加重平均価格は、指数先物TO STN e T取引の対象となる銘柄の立会による取引（限月間スプレッド取引を除く。）におけるすべての約定値段について、それぞれの約定値段に当該約定値段における取引高を乗じて得た額の合計額を当該取引高の合計数量で除して得た価格（小数点第2位（ミニ取引にあっては、小数点第3位）以下は四捨五入する。）として算出したものとする。

#### 付 則

この改正規定は、平成22年7月26日から施行する。

#### 4・5 (略)

6 第1項第2号に規定する取引高加重平均価格は、指数先物TO STN e T取引の対象となる銘柄の立会による取引（限月間スプレッド取引を除く。）におけるすべての約定値段について、それぞれの約定値段に当該約定値段における取引高を乗じて得た額の合計額を当該取引高の合計数量で除して得た価格（小数点第2位以下は四捨五入する。）として算出したものとする。

指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(同時呼値の順位)</p> <p>第2条 指数先物特例第9条第2項第2号bに規定する同時に行われた呼値及び行われた時間の先後が明らかでない呼値(以下「同時呼値」という。)の順位は、次の各号に掲げる指数先物取引の区分に従って、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>指数先物取引(配当指数先物取引を除く。)</u></p> <p>a <u>同時呼値を行っている取引参加者単位により、呼値の数量の多い取引参加者から少ない取引参加者の順序(呼値の数量が同じであるときは、売買システムでの記録順序。次のbにおいて同じ。)で、取引単位の数量(以下「最小単位」という。)の呼値が、取引参加者単位に最小単位の5倍の数量に達するまで、それ以外の部分の数量の呼値に順次優先する。</u></p> <p>b <u>最小単位の5倍の数量以外の部分の数量間の呼値の順位は、呼値の数量の多い取引参加者から少ない取引参加者の順序で、取引参加者単位により次に定めるところによる。</u></p> <p>(a) <u>第1順位</u> 呼値の数量に3分の1を乗じて算出した数量(最小単位未満の端数が生じたときは最小単位に切り上げる。以下このbにおいて同じ。)</p> <p>(b) <u>第2順位</u> 前(a)の数量を除いた数量に2分の1を乗じて算出した数量</p> <p>(c) <u>第3順位</u> (a)及び前(b)の数量以外の全数</p>	<p>(同時呼値の順位)</p> <p>第2条 指数先物特例第9条第2項第2号bに規定する同時に行われた呼値及び行われた時間の先後が明らかでない呼値(以下「同時呼値」という。)の順位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>同時呼値を行っている取引参加者単位により、呼値の数量の多い取引参加者から少ない取引参加者の順序(呼値の数量が同じであるときは、売買システムでの記録順序。次号において同じ。)で、取引単位の数量(以下「最小単位」という。)の呼値が、取引参加者単位に最小単位の5倍の数量に達するまで、それ以外の部分の数量の呼値に順次優先する。</u></p>

量

c a 及び前 b の規定にかかわらず、指数先物特例第 9 条第 4 項の規定により成行呼値を呼値の値幅の限度の値段による呼値とする場合については、次のとおりとする。

(a) 同時呼値を行っている取引参加者単位により、呼値の数量の多い取引参加者から少ない取引参加者の順序（呼値の数量が同じであるときは、成行呼値から当該値段の呼値の売買システムでの記録順序）で、最小単位の呼値が、取引参加者単位に最小単位の 5 倍の数量に達するまで、それ以外の部分の数量の呼値に順次優先する。

(b) 最小単位の 5 倍の数量以外の部分の数量間の呼値の順位は、取引参加者単位により次に定めるところによる。

イ 当該取引参加者の呼値の数量にあん分比率（同時呼値の合計数量に対する対当呼値の合計数量の比率）を乗じた数量（最小単位未満の端数が生じたときは切り捨てる。）の呼値が優先する。

ロ 前イに規定する数量以外の部分については、同イの規定により切り捨てた最小単位未満の端数の数量の多い取引参加者から少ない取引参加者の順序（切捨数量が同じであるときは、成行呼値から当該値段の呼値の売買システムでの記録順序）で、最小単位の呼値が、それ以外の部分の数量の呼値に順次優先する。

(2) 配当指数先物取引

同時呼値を行っている取引参加者単位により、呼値の数量の多い取引参加者から少な

(2) 最小単位の 5 倍の数量以外の部分の数量間の呼値の順位は、呼値の数量の多い取引参加者から少ない取引参加者の順序で、取引

い取引参加者の順序（呼値の数量が同じであるときは、売買システムでの記録順序）で、最小単位の呼値が、それ以外の部分の数量の呼値に順次優先する。

(削る)

参加者単位により次に定めるところによる。

a 第1順位

呼値の数量に3分の1を乗じて算出した数量（最小単位未満の端数が生じたときは最小単位に切り上げる。以下この号において同じ。）

b 第2順位

前aの数量を除いた数量に2分の1を乗じて算出した数量

c 第3順位

a及び前bの数量以外の全数量

(3) 前2号の規定にかかわらず、指数先物特例第9条第4項の規定により成行呼値を呼値の値幅の限度の値段（以下「制限値段」という。）による呼値とする場合については、次のとおりとする。

a 同時呼値を行っている取引参加者单位により、呼値の数量の多い取引参加者から少ない取引参加者の順序（呼値の数量が同じであるときは、成行呼値から当該値段の呼値の売買システムでの記録順序）で、最小単位の呼値が、取引参加者单位に最小単位の5倍の数量に達するまで、それ以外の部分の数量の呼値に順次優先する。

b 最小単位の5倍の数量以外の部分の数量間の呼値の順位は、取引参加者单位により次に定めるところによる。

(a) 当該取引参加者の呼値の数量にあん分比率（同時呼値の合計数量に対する対当呼値の合計数量の比率）を乗じた数量（最小単位未満の端数が生じたときは切り捨てる。）の呼値が優先する。

(b) 前(a)に規定する数量以外の部分については、同(a)の規定により切り捨てた最小単位未満の端数の数量の多い取引参加者から少ない取引参加者

		の順序（切捨数量が同じであるときは、成行呼値から当該値段の呼値の売買システムでの記録順序）で、最小単位の呼値が、それ以外の部分の数量の呼値に順次優先する。																														
2 (略)	2 (略)																															
(立会終了時の約定指數等を定める取引における値幅)	(立会終了時の約定指數等を定める取引における値幅)																															
第7条 指数先物特例第10条第5項に規定する当取引所が定める値幅は、 <u>次の各号に掲げる指数先物取引の区分に従って、当該各号に定めるとおりとする</u> 。ただし、気配が変化した等のため当該値幅により難いと認められる場合の値幅は、当取引所がその都度定める。	第7条 指数先物特例第10条第5項に規定する当取引所が定める値幅は、 <u>基準値段の区分に従って次のとおりとする</u> 。ただし、気配が変化した等のため当該値幅により難いと認められる場合の値幅は、当取引所がその都度定める。																															
		<table> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">基準値段</th> <th style="text-align: right;">値幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>750ポイント未満のもの</u></td> <td style="text-align: right;"><u>上下4ポイント</u></td> </tr> <tr> <td><u>750ポイント以上</u></td> <td style="text-align: right;"><u>〃 6ポイント</u></td> </tr> <tr> <td><u>1,250ポイント未満のもの</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>1,250ポイント</u> 〃</td> <td style="text-align: right;"><u>〃 8ポイント</u></td> </tr> <tr> <td><u>1,750ポイント</u> 〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>1,750ポイント</u> 〃</td> <td style="text-align: right;"><u>〃 10ポイント</u></td> </tr> <tr> <td><u>2,250ポイント</u> 〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>2,250ポイント</u> 〃</td> <td style="text-align: right;"><u>〃 12ポイント</u></td> </tr> <tr> <td><u>2,750ポイント</u> 〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>2,750ポイント</u> 〃</td> <td style="text-align: right;"><u>〃 14ポイント</u></td> </tr> <tr> <td><u>3,250ポイント</u> 〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>3,250ポイント</u> 〃</td> <td style="text-align: right;"><u>〃 16ポイント</u></td> </tr> <tr> <td><u>3,750ポイント</u> 〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>3,750ポイント以上</u> のもの</td> <td style="text-align: right;"><u>〃 18ポイント</u></td> </tr> </tbody> </table>	基準値段	値幅	<u>750ポイント未満のもの</u>	<u>上下4ポイント</u>	<u>750ポイント以上</u>	<u>〃 6ポイント</u>	<u>1,250ポイント未満のもの</u>		<u>1,250ポイント</u> 〃	<u>〃 8ポイント</u>	<u>1,750ポイント</u> 〃		<u>1,750ポイント</u> 〃	<u>〃 10ポイント</u>	<u>2,250ポイント</u> 〃		<u>2,250ポイント</u> 〃	<u>〃 12ポイント</u>	<u>2,750ポイント</u> 〃		<u>2,750ポイント</u> 〃	<u>〃 14ポイント</u>	<u>3,250ポイント</u> 〃		<u>3,250ポイント</u> 〃	<u>〃 16ポイント</u>	<u>3,750ポイント</u> 〃		<u>3,750ポイント以上</u> のもの	<u>〃 18ポイント</u>
基準値段	値幅																															
<u>750ポイント未満のもの</u>	<u>上下4ポイント</u>																															
<u>750ポイント以上</u>	<u>〃 6ポイント</u>																															
<u>1,250ポイント未満のもの</u>																																
<u>1,250ポイント</u> 〃	<u>〃 8ポイント</u>																															
<u>1,750ポイント</u> 〃																																
<u>1,750ポイント</u> 〃	<u>〃 10ポイント</u>																															
<u>2,250ポイント</u> 〃																																
<u>2,250ポイント</u> 〃	<u>〃 12ポイント</u>																															
<u>2,750ポイント</u> 〃																																
<u>2,750ポイント</u> 〃	<u>〃 14ポイント</u>																															
<u>3,250ポイント</u> 〃																																
<u>3,250ポイント</u> 〃	<u>〃 16ポイント</u>																															
<u>3,750ポイント</u> 〃																																
<u>3,750ポイント以上</u> のもの	<u>〃 18ポイント</u>																															
(1) <u>指数先物取引（配当指数先物取引を除く。）</u>	(新設)																															
<u>次の基準値段の区分に従い、当該区分に定めるところによる。</u>																																

<u>基準値段</u>	<u>値幅</u>
<u>750ポイント未満のもの</u>	<u>上下4ポイント</u>
<u>750ポイント以上</u>	<u>〃 6ポイント</u>
<u>1,250ポイント未満のもの</u>	
<u>1,250ポイント 〃</u>	<u>〃 8ポイント</u>
<u>1,750ポイント 〃</u>	
<u>1,750ポイント 〃</u>	<u>〃 10ポイント</u>
<u>2,250ポイント 〃</u>	
<u>2,250ポイント 〃</u>	<u>〃 12ポイント</u>
<u>2,750ポイント 〃</u>	
<u>2,750ポイント 〃</u>	<u>〃 14ポイント</u>
<u>3,250ポイント 〃</u>	
<u>3,250ポイント 〃</u>	<u>〃 16ポイント</u>
<u>3,750ポイント 〃</u>	
<u>3,750ポイント以上のもの</u>	<u>〃 18ポイント</u>

(2) 配当指數先物取引

a 日経平均・配当指數先物取引

5円

b T O P I X配当指數先物取引及びT O

P I X C o r e 3 0配当指數先物取引

0.5ポイント

2 (略)

(呼値に関する事項)

第8条 指数先物特例第11条第6項の規定により、指数先物取引の呼値に関し、当取引所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。

(1)～(4) (略)

(5) 気配表示の更新

第3号の気配表示は、当該呼値を表示した時から当取引所が適當と認める時間を経過するごとに、次のa及びbに掲げる指数先物取引の区分に従って、当該a及びbに定める値幅以内の値段をもって更新することができる。

(新設)

2 (略)

(呼値に関する事項)

第8条 指数先物特例第11条第6項の規定により、指数先物取引の呼値に関し、当取引所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。

(1)～(4) (略)

(5) 気配表示の更新

第3号の気配表示は、当該呼値を表示した時から当取引所が適當と認める時間を経過するごとに、次の区分により定める値幅以内の値段をもって更新することができる。ただし、次項の規定により読み替えて適用する限

きる。

a 指数先物取引（配当指数先物取引を除く。）

次の気配値段の区分に従い、当該区分に定めるところによる。ただし、次項の規定により読み替えて適用する限月間スプレッド取引にあっては、3ポイント以内のスプレッド値段とする。

気配値段	値幅
<u>750ポイント未満のもの</u>	<u>上下4ポイント</u>
<u>750ポイント以上</u>	<u>〃 6ポイント</u>
<u>1,250ポイント未満のもの</u>	
<u>1,250ポイント 〃</u>	<u>〃 8ポイント</u>
<u>1,750ポイント 〃</u>	
<u>1,750ポイント 〃</u>	<u>〃 10ポイント</u>
<u>2,250ポイント 〃</u>	
<u>2,250ポイント 〃</u>	<u>〃 12ポイント</u>
<u>2,750ポイント 〃</u>	
<u>2,750ポイント 〃</u>	<u>〃 14ポイント</u>
<u>3,250ポイント 〃</u>	
<u>3,250ポイント 〃</u>	<u>〃 16ポイント</u>
<u>3,750ポイント 〃</u>	
<u>3,750ポイント以上のもの</u>	<u>〃 18ポイント</u>

b 配当指数先物取引

(a) 日経平均・配当指数先物取引

5円

(b) T O P I X配当指数先物取引及び

T O P I X C o r e 3 0配当指数先物取引

0.5ポイント

(6) (略)

(7) 配当指数先物取引及び限月間スプレッド取引に係る成行呼値の禁止

月間スプレッド取引に係る第3号の気配表示は、当該呼値を表示した時から当取引所が適当と認める時間を経過するごとに、3ポイント以内のスプレッド値段をもって更新することができる。

気配値段	値幅
<u>750ポイント未満のもの</u>	<u>上下4ポイント</u>
<u>750ポイント以上</u>	<u>〃 6ポイント</u>
<u>1,250ポイント未満のもの</u>	
<u>1,250ポイント 〃</u>	<u>〃 8ポイント</u>
<u>1,750ポイント 〃</u>	
<u>1,750ポイント 〃</u>	<u>〃 10ポイント</u>
<u>2,250ポイント 〃</u>	
<u>2,250ポイント 〃</u>	<u>〃 12ポイント</u>
<u>2,750ポイント 〃</u>	
<u>2,750ポイント 〃</u>	<u>〃 14ポイント</u>
<u>3,250ポイント 〃</u>	
<u>3,250ポイント 〃</u>	<u>〃 16ポイント</u>
<u>3,750ポイント以上のもの</u>	<u>〃 18ポイント</u>

(6) (略)

(7) 限月間スプレッド取引に係る成行呼値の禁止

<p>取引参加者は、<u>配当指數先物取引及び限月間スプレッド取引</u>について成行呼値を行つてはならない。</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(指数先物取引特別清算指數算出に係る値段) 第14条 指数先物特例第28条第1項<u>第1号</u> かっこ書に規定する当取引所が定める値段は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>取引参加者は、限月間スプレッド取引について成行呼値を行つてはならない。</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(指数先物取引特別清算指數算出に係る値段) 第14条 指数先物特例第28条第1項かっこ書に規定する当取引所が定める値段は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
---	---

#### 付 則

この改正規定は、平成22年7月26日から施行する。